



®

令和元年 11月25日 (月)
(2019年)

No. 15059 1部377円 (税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆特許審決取消訴訟と取消判決の拘束力(上) (1)

☆知的財産関連ニュース報道(中国版)……(9)

☆知的財産研修会《新春知財セミナー》

(知的財産分野の悩ましい問題について)…(11)

特許審決取消訴訟と取消判決の拘束力(上)

弁護士・新潟大学法学部

准教授 田中 良弘

1. はじめに

本稿は、特許審決取消判決の拘束力について、取消判決一般の拘束力(行政事件訴訟法33条1項。以下「行訴法」という)に関する学説を概観した上で、裁判例の分析を行うものである。ちなみに、筆者は以前に、本紙において、特許審決取消訴訟を含む

特許抗告訴訟の訴訟物に関する分析を通じ、取消訴訟の訴訟物に関する通説的見解である違法性一般説(取消訴訟の訴訟物を処分 of 違法性一般と解する見解)について再検討する必要性を指摘したことがある¹。本稿においては、上記の問題意識を前提として、特許審決取消訴訟の審理の対象に関する裁判例及び特許審決取消判決の拘束力に関する裁判例について整理・分析することとしたい²。

中国語
担当です。

ご相談お待ちしております!

技術翻訳
担当です。

特許翻訳
担当です。



<http://www.toyota-td.jp/business/ip/>

特許/技術 翻訳・通訳
trans@ml.toyota-td.jp

TTDC, your language specialist

2. 取消判決の拘束力

処分または裁決(以下、まとめて「処分等」という)を取り消す判決は、その事件について、当該処分等をした行政庁その他関係行政庁を拘束する(行政訴訟33条)。特許審決取消訴訟において審決取消しの判決が確定した場合、審判官は、あらためて当該審判事件について審決を行う必要があるが(特許法181条2項)、特許審決取消訴訟についても行政事件訴訟法が適用されることから³、取消判決の拘束力により、審判官は、再度の審決に際し、判決の趣旨に沿った審決を行うことが義務付けられる。

この拘束力は、判決の主文だけでなく理由中の判断についても生じ、審判官は、判決主文が導き出されるのに必要な事実認定及び法律判断に抵触する認定判断をすることは許されない(最判平成4年4月28日(次号4(1)①)参照。以下、同判決を「平成4年最判」という)。いかなる認定判断が平成4年最判のいう「判決主文が導き出されるのに必要な事実認定及び法律判断」に該当するかについては争いがあり、主張事実を認定する過程における間接事実の認定判断にも拘束力が生じるとする見解も主張されているが⁴、間接事実についての認定判断には拘束力は生じないと解するのが判例・通説である⁵。

以下、特許審決取消判決の拘束力について検討する前提として、取消判決の拘束力の法的性質や内容に関する行政法学上の議論について概観する。

(1) 拘束力の法的性質

取消判決の拘束力の法的性質については、これを判決の既判力(民事訴訟法114条参照)によって説明する見解と、取消判決に与えられた特別な効力であるとする見解に分かれている⁶。

拘束力を判決の既判力によって説明する見解は、取消判決の拘束力の本質は既判力にはかならないと理解した上で、判決の既判力は当事者にしか及ばないのが原則であるところ(民事訴訟法115条参照)、行政事件訴訟法33条は、既判力が及ぶ範囲を第三者である関係行政庁にまで拡張した点に意味がある、と説明する⁷。これに対し、拘束力を取消訴訟に与えられた特別な効力であるとする

見解は、取消判決の拘束力を判決の既判力とは異なる効力と理解した上で、取消判決の実効性を確保するために行政事件訴訟法33条によって創設的に付与されたものと位置づける⁸。

拘束力の法的性質を判決の既判力によって説明する見解に対しては、①あらためて行われる処分等は、判決によって取り消された処分等とは異なるものである以上、判決の既判力が及ぶとするのは適当ではないこと、②拘束力が判決の既判力を第三者に拡張したものにすぎないとすると、拘束力が理由中の判断にも生じうることが直ちには説明できないこと、③既判力は、本来、後訴において裁判所及び当事者を拘束する訴訟上の効力にとどまり、後訴が提起される前の段階で関係行政庁を含む行政庁に対し具体的な義務を課す根拠としては難があることから、現在では、取消判決の拘束力を行政事件訴訟法33条によって付与された特別な効力であるとする見解(特殊効力説)が通説である⁹。

なお、特殊効力説を採ったとしても、判決の既判力により、当該取消訴訟の当事者は、後訴において前訴判決の主文で示された判断に反する主張をすることができず、後訴裁判所も、かかる判断に抵触する判決をすることができないことは当然である。

(2) 拘束力の内容

拘束力を行政事件訴訟法33条によって付与された特別な効力であるとする見解(特殊効力説)の立場を前提とすると、その内容については、同条の文言及び趣旨から導くほかない。この点につき、特殊効力説を採る論者の多くは、取消判決の実効性を確保する趣旨から、行政庁は、取消判決の拘束力により、判決の趣旨に従って行動すべき実体法上の義務を負うと解してきた¹⁰。

これに対し、裁判所の判決によって行政庁に実体法上の行為義務が生じるとする根拠が明らかでないとして、取消判決の拘束力は、手続法上の拘束力にすぎず、行政庁は、その事件について、判決理由中で示された事実認定や法律判断と抵触する認定判断をすることができなくなるととどまる、とする見解も主張されている¹¹。